

マレーシアの公的ファトワ管理制度 —近代ムスリム国家によるシャリーア解釈統制—

Fatwā Control System in Malaysia : Controlling Interpretation of Sharī‘ah by Modern Muslim State

塩崎 悠輝
SHIOZAKI Yuki

ABSTRACT

This article is a study on “fatwā control system” in Malaysia and cause of its development. Main characteristics of the fatwā control system are as follows:

- 1) Fatwā issuance is monopolized by Majlis Agama Islam under the ruler.
- 2) It is obligatory for Muslims to follow officially issued fatwa. Penalties for those insult or oppose official fatwā are provided in state laws.

Such restrictions on fatwā are very rare in modern Muslim world. In many of modern Muslim countries compromise between shari‘ah and national law was attempted. Some acts in line with shari‘ah were provided in those countries. In Malaysia even fatwā was absorbed into national law system.

Since the early 20th century there has been contradiction between ‘ulamā’ and government. Rulers, United Malays National Organization (UMNO) and the federal government tried to limit authority of ‘ulamā’ and enlarged Islamic administration under government. In 1950s ‘ulamā’ formed Islamic Party of Malaysia (Parti Islam SeMalaysia: PAS) as their political platform. PAS became arch-rival of UMNO. ‘ulamā’ in PAS criticized un-Islamic dimensions of UMNO administration and demanded shari‘ah-based administration instead of Western-

origin system. Accusation from 'ulamā' was main obstacle to implement national policies such as ethnic-coexistence and New Economic Policy (NEP). The government was urged to restrict discourse of 'ulamā'. Fatwā control system was developed as a mean to counter accusation from 'ulamā'. After shari'ah interpretation against official fatwā was restricted, it became difficult for 'ulamā' to influence society by fatwā.

1. はじめに

本稿は、マレーシア¹⁾で20世紀に発展してきた公的なファトワー管理制度が、どのような理由で整備されてきたのかを考察した研究である。20世紀、ムスリム諸国では、欧米をモデルとした国家法が導入されると同時に、ムスリム社会ではシャリーアが法的規範としての位置を保ち続けてきた。国家法は裁判所や強制手段を実施しうる国家権力によって支えられているが、一方で、シャリーアは社会で広く支持されており、国家法の立法に影響を与えることもある。国家と社会において国家法とシャリーアのいずれの法システムが優先されるかは、現在に至るまで確定しておらず、様々な勢力が法システムの序列を組替えるための交渉に参加している²⁾。また、多くのムスリム諸国では、国家法とシャリーアの整合性が図られており、シャリーア法典作成やウラマーによる憲法草案といった試みも見られる³⁾。こういった試みは、国家法とシャリーアを融合し、法秩序の一元化を図ろうとする試みであると言える。

政府において国家法がシャリーアよりも優先されているとしても、社会では、国家法が関与しない領域、あるいは国家法が規定していない領域において、シャリ

1) 本稿では表現の簡素化のため1957年に独立して以降「マラヤ連邦 (Federation of Malaya)」, 「マレーシア」と変遷してきた国名を「マレーシア」で統一する。独立当初マレー半島諸州のみで構成された国家の国名は「マラヤ連邦」であり、1963年にシンガポールと東マレーシアのサバ、サラワク州が参加して後は「マレーシア」となった (シンガポールは1965年にマレーシアを離脱して独立)。

2) 嶺崎 [2003: 12]

3) エジプトにおける例として、白井 [1995]を参照。

アが法として機能してきた。具体的には、個人の倫理、個人間の紛争の処理等であるが、ファトワーは、このような領域において、シャリーアに基づく問題解決の主要な手段として機能してきた⁴⁾。国家法を擁護する代表的な勢力は政府であり、シャリーアに基づく法システムを求める代表的な勢力はウラマーであるが、ウラマーはファトワーを通してシャリーアの法秩序を維持してきたと言える。マレーシアでファトワーを公的な管理下に置いたことは、法秩序を一元化しようとする試みの一環と言えるが、民間においてウラマーがファトワーを出すことを大きく制限することになった。

近代国家としてのマレーシアでは、国家の機構が発展していく過程で、従来政府とは独立して行われていたイスラームに関連する事項 (hal ehwal agama Islam)⁵⁾ が国家機構に取り込まれた。その一環として、ファトワーがスルタン等の称号を持つ各州の統治者とイスラーム宗教評議会⁶⁾ (Majlis Agama Islam⁷⁾) の管理下に置かれた。公的に布告されたファトワーに反した言動を行った際の罰則が定められたことにより、「ファトワー管理制度」と呼ぶべき制度が整備されてきた。

マレーシアでは各州で一人ずつムフティーが任命されている。公的な役職としてのムフティーが任命されることは、他の地域においてもめずらしいことではない。すでにオスマン朝でも公的なムフティーとして、シェイヒュル・イスラームが任命されていた⁸⁾。近代以降のエジプトでは、大ムフティーが任命され、他にも公的な機関としては、アズハルやダール・アル・イフターがファトワーを発している⁹⁾。しかしながら、公的機関以外の者がファトワーを発することを制限する法制度は、マレーシア以外には存在しない。マレーシア以外のムスリム諸国では、インターネットや電話相談といったかたちを含めて、民間のウラマーや

4) 嶺崎 [2003]

5) マレーシアにおいてイスラーム行政・司法が管轄する範囲を意味する用語である。各州イスラーム宗教評議会の下にあるイスラーム宗教局は、Jabatan Hal Ehwal Agama Islam という名称であるものが多い。

6) 単に宗教評議会 (Majlis Agama) と通称されることが多い。公的には、Agamaとは宗教全般のことではなく、イスラームのことのみを意味する場合が多い。

7) 以下、特に断りがない場合は、カッコ内のラテン文字表記は、マレー語である。

8) 堀井 [2010 : 112-114]

9) Skovgaard-Petersen [1997]

NGOが、政府に制限されることなくファトワーを発している¹⁰⁾。

マレーシアの公的なファトワー管理制度は、国家の認可なくファトワーを発することができなくなったという点、官報で公告されたファトワーにムスリムが従わねばならないという法令があり罰則を伴う拘束力を持つ点、ウラマーを含むムスリムが公的に布告されたファトワーに反する言動を行ってはならないと法令で定めた点において、近代ムスリム諸国によるファトワー統制の試みの中でも際立った事例であると言える。特に、公的なファトワーに反する言動を行った場合処罰される、という法令は、他のムスリム諸国に例を見ない制度であるとして、マレーシア国内の様々な立場からの批判を受けた¹¹⁾。

本稿は、このように特徴的なファトワー管理制度が、なぜマレーシアで発展してきたのかを考察する。そのために、ファトワー管理制度の発展の諸段階を説明した上で、その背景、特に統治者（後に連邦政府）とウラマーの対立について、ファトワーを引用しながら論じる。

現代イスラーム世界における公的なファトワー布告制度に関する研究はすでに一定の蓄積がある¹²⁾。マレーシアにおける公的なファトワー布告制度に関する研究は、マレー語による研究¹³⁾は近年盛んに行われているものの、英語による先行研究はフーカー¹⁴⁾、ロフ¹⁵⁾、ハーシム・カマリ¹⁶⁾らによる研究に限られており、日本語による研究は藤本¹⁷⁾、多和田¹⁸⁾による研究が見られる程度である。これらの先行研究は、マレーシアの公的なファトワー布告制度の特徴を論じた研究、あるいは公的に布告されたファトワーのテキストの特徴を論じた研究であり、ファトワー管理制度発展の経緯について、その原因も含めて論じた研究は見られない。

10) 嶺崎 [2009]

11) Mohammad Hashim Kamali [2000 : 275]

12) 例えば、Muhammad Khalid Masud [1996] およびSkovgaard-Petersen [1997]がある。

13) 代表的なものとしては、Abdul Monir Yaacob [1998], Ahmad Hidayat Buang [2004], Hasnan Kasan [2008], Othman Ishak [1981]等がある。

14) Hooker [1993], 同[1997]

15) Roff [1996], 同 [2009]

16) Mohammad Hashim Kamali [2000]

17) 藤本 [1966a], 同 [1966b]

18) 多和田 [2001]

マレーシアの公的なファトワー管理制度を研究することは、国家法とシャリーアの関係という近代ムスリム国家における法制度上の重要問題に関する研究への貢献となり、この問題に政府とウラマーの関係がどのように関わっているのかという事例の研究でもある。

2. 法システムの序列をめぐる相克—法秩序の中のファトワーの位置づけ—

2.1. イスラーム学におけるファトワーとムフティ

スンナ派四大法学派のみならず十二イマーム派、ザイド派、イバード派、ザーヒル派の学説を網羅した現代の最も浩瀚で権威ある「フィクフ事典 (*al-Mawsū'ah al-Fiqhiyah*)」によれば、ファトワーとは、「シャリーアに関する質問に対する典拠 (dalil: Ar) の明示を伴う回答」と定義されており¹⁹⁾、自身でイジュティハードを行うことができないムスリムの質問に対する専門家 (ウラマー) による教義回答である。イジュティハードとは、原義は「(正しい答えを得るために) 最善を尽くすこと」であるが、ここでは自分自身の判断で教義に関する回答を得る作業のことを意味する。本稿では、公的に布告されたファトワーであれ、民間のウラマーが発したファトワーであれ、教義上の質問に対する回答で、上記の定義にあてはまるものは、全てファトワーと見なした。

イスラーム世界の歴史の中で、ファトワーは政府からは独立した自律的な集団としてのウラマーがムスリム社会に働きかける主要な手段であった。ウラマーがファトワーを発する際の権威の拠る所はあくまでシャリーアであり、国家ないしは統治者ではなかった。シャリーアは国家が制定するものではなく、一方で、国家の正統性はシャリーアに適合していないと確保することが難しい。ウラマーはムスリム社会においてシャリーア解釈の専門家集団と見なされているが、社会集団としてのウラマーは自己再生産されてきたのであり、誰がウラマーであるかは

19) “Fatwā” in *Wizārah al-Awqāf wa al-Shu'ūn al-Islāmiyah al-Kuwait* [1983] 「フィクフ事典 (*al-Mawsū'ah al-Fiqhiyah*)」はエジプトのイスラーム問題最高評議会が編纂に着手し、クウェート・イスラーム問題省によって完成されて同省の公式ウェブサイトに掲載されており、サウディアラビアのイスラーム問題・善導・宣教省の公式サイトにも転載されている現代で最も権威のあるイスラーム法学事典である
(<http://feqh.al-islam.com/bookhier.asp?DocID=100&Mode=0>)。

国家による任命で決まるわけではない²⁰⁾。近代以前のイスラーム世界では、政府からは独立した自律的なウラマーと統治者の間での緊張しつつも協調的な関係が維持されてきた。アッバース朝期にはすでに国家が法学者を宗教と法の専門家として認知し、法学者もまた行政一般についての国家の管轄を尊重するという、一種の協調関係が成り立っていた。ただし、この協調関係は国家と法学者が互いの領域を侵犯しないことを前提とした役割分担であり、法学者による体制迎合を意味するものではなかった。堀井の述べるように「国家の役割はスイヤーサ（行政）に限定されたのであり、国家がひとたびその領域を踏み越えれば、法学者はシャリーアを武器としてこれを抑制しようとした」²¹⁾のである。

マーワルディーは『統治の諸規則』においてイスラームにおけるカリフ制の目的を「信仰を擁護し、人間世界を統べる」²²⁾ ためと要約しているが、カリフの職務として狭義の政治問題と共に狭義の宗教案件も挙げられている。カリフの権能・義務とされる狭義の宗教案件には以下のような事項が含まれる。(1) 背教者との戦い²³⁾、(2) シャリーア裁判（カーディーの任命）²⁴⁾、(3) 行政（の不正に関する）裁判²⁵⁾、(4) 預言者の血統の管理²⁶⁾、(5) 礼拝の催行（大モスクのイマームの任命）²⁷⁾、(6) ザカート²⁸⁾の管理、(7) 法定刑（フドゥード）、裁量刑（タズィール）の執行²⁹⁾、(8) 勸善懲悪（ヒスバ：主として市場監督）の実施³⁰⁾。しかしながら、ウラマーがファトワーを出すことへの介入は、統治者の権能・義務には含まれない。マーワルディーはこのことについて、「礼拝のイマームが支配者によって任命されたのではない地域的な（街の街区の）モスクであるならば、そこで講義したり、ファトワーを出したりする者は、そのモスク

20) 小杉 [2006 : 524-525]

21) 堀井 [2004 : 60-61]

22) マーワルディー [2006 : 6]

23) 同 [2006 : 128-138]

24) 同 [2006 : 154-181]

25) 同 [2006 : 184-228]

26) 同 [2006 : 230-239]

27) 同 [2006 : 242-259]

28) 同 [2006 : 276-303]

29) 同 [2006 : 528-573]

30) 同 [2006 : 576-620]

31) 同 [2006 : 457]

に座ってそうすることについて、支配者の許可を得る必要はない。」と述べている³¹⁾。

イスラーム法学において、ファトワーへの介入は統治者の管轄事項とは見なされない。ところが、近代国家としてのムスリム諸国では、国家が管轄する行政の範囲は拡大され、教育をはじめとして従来は民間の領域にあったイスラーム関連事項が政府の管理下に置かれるようになった。様々な政治勢力、とりわけ国家が政治的なイニシアティヴを取るためにウラマーとファトワーの政治的利用を試み、政府はファトワー発出のための公的な制度と機関を整備しようとしてきた³²⁾。最高ムフティー、あるいは公的なファトワー布告機関の設置もこうした動きの一部であった。マレーシアのファトワー管理制度は、これに加えて、公的機関によるファトワー独占、民間のウラマーが出すファトワーの制限を試みた。

2.2. 近代国家マレーシアにおけるイスラームの位置づけ

マレー半島西海岸側のマラッカでは、15世紀半ばにはスルタンを称する統治者とカーディーという職位が存在しており、部分的にシャリーアに則った法典も作成されていた³³⁾。半島東海岸側のトレンガヌにおいては、すでに14世紀にはシャリーアの影響を受けた統治が行われていたとする研究もある³⁴⁾。15世紀以降、半島の他の各地においてもムスリムの統治者、カーディーによる裁判、部分的にシャリーアに則った法典が現れた³⁵⁾。

1874年にペラ州のスルタンとイギリスの間でパンコール条約が締結された。同条約ではスルタンの権限がイスラームとマレー人慣習に関連する事項に限られ、それ以外の事項については駐在官 (Resident: En) と呼ばれるイギリス政府から派遣された官僚の助言に従わねばならないことが規定された³⁶⁾。同様の条約はマレー半島の他のムスリム統治者らとも順次締結されていった。その結果、マレー人の統治者らは、彼らに残された管掌事項であるイスラームに関わる行

32) Usamah 'Umar al-Ashqar [2008 : 11-13]

33) Milner [1983 : 25]

34) Syed Muhammad Naguib Al-Attas [1984]

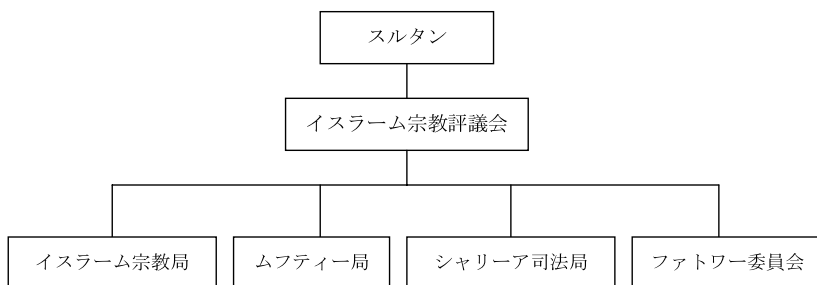
35) Milner [1983 : 25]

36) Institut Terjemahan Negara Malaysia [2008 : 33]

政・司法制度を発展・精緻化させていった。

イスラームに関する法制度と公的機関は、現在に至るまで、基本的には各州の管掌事項である。現在、各州にはイスラーム関連事項を担当する機関として、スルタン等の称号を持つ統治者の下にイスラーム宗教評議会 (Majlis Agama Islam, 名称は州によって若干異なる) が設置されており、その下にイスラーム宗教局 (Jabatan Agama Islam, 名称は州によって若干異なる)、ムフティー局 (Jabatan Mufti)、シャリーア司法局 (Jabatan Kehakiman Syariah) が置かれている。スルタンらが「イスラームの首長」であるということは、これらの機関を通して行われるイスラーム行政・司法の長であるということの意味する。ファトワの発出もまた最終的には「イスラームの首長」であるスルタンの権威の下にあり、各州でファトワを作成するファトワ委員会 (Jawatankuasa Fatwa) もイスラーム宗教評議会の下にある。

図1 各州のイスラーム行政・司法機関の機構図³⁷



イスラーム宗教評議会は、独立前の1915年、イギリスの保護下にあったクランタン州においてイスラーム宗教・マレー慣習評議会 (Majlis Agama Islam dan

37) ジョホール州 (<http://www.majj.gov.my/>) およびスグリ・スンビラン州 (<http://www.mains.gov.my/cart.html>) のイスラーム宗教評議会のウェブサイトに記載されている機構図に基づいて作成。なお、スランゴール州イスラーム宗教評議会のウェブサイト (<http://www.mais.net.my/images/stories/cartabahagian/2010/cpent10.pdf>) に記載された機構図では、ムフティーはイスラーム宗教評議会の下ではなく、スルタンに直接従属するかたちに位置づけられている。ムフティーは、スルタンから直接任命されており、イスラーム宗教評議会とは別個の独立した機関と見なすこともできる。同時に、ムフティーはイスラーム宗教評議会の評議員でもあることから、イスラーム宗教評議会の一部でもある。さらに、ムフティーはファトワ委員会の議長でもある。

Isti' adat Melayu)として設立されたのが最初である。その後、各州に同様の機関が設置されていった。クランタン州のイスラーム宗教評議会は、スルタンの下でイスラーム関連事項を管轄し、クランタン州民の福利を向上させることを目的として、クランタン州スルタンによって設立された。イスラーム宗教評議会は、モスクの管理と人事、シャリーア裁判所、ザカートの徴収と分配、ワクフ、イスラーム学校、ファトワー等といった事項を管轄すべく、整備されていった³⁸⁾。スルタンの下にあるイスラーム宗教評議会によって、イスラーム行政・司法の州政府への集権化と官僚化が進められていった。

第二次世界大戦後、独立運動が盛んになっていったが、その際に主要な問題となったのが、マレー人の地位と非マレー人（その多くが中国、インドからの移民）への公民権授与であり、後の政府与党となる統一マレー人国民組織（United Malays National Organization, UMNO: En）が結成され、統治者らの下でマレー人が結束して、スルタン制、公用語としてのマレー語、イスラームに象徴されるマレー人の特権を保障する独立国家を実現するという方針が確立された。この方針の下でマレーシアの独立は達成され、スルタンらを「イスラームの首長」とする憲法も定められた。

マレーシアでは独立の当初から、連邦憲法第3条に「イスラームは連邦の宗教（Religion of the Federation）である」と規定されるとともに、スルタン及びスルタンに相当する統治者ら（RajaあるいはYang di-Pertuan Besar）が存在する州においては統治者が、スルタン等が存在しない州及び連邦直轄区においては、国家元首（Yang di-Pertuan Agong）が「イスラームの首長（Head of the Religion of Islam）」であると定められている³⁹⁾。憲法74条には、外交、国防、治安、刑法等27事項に関する立法の権限が連邦議会にあるのに対して、各州内のイスラーム⁴⁰⁾、土地、天然資源、水等13事項に関する立法の権限は各州議会にあることが定められている。

38) クランタン州のイスラーム宗教・マレー慣習評議会の設立の経緯に関しては、Roff [2009 : 179-233]を参照。

39) マレーシアは13州と連邦直轄区（クアラ・ Lumpur等）から構成される連邦国家である。スルタン等と呼称される統治者が存在するのは9州であり、ペナン、マラッカ、サバ、サラワクの4州の首長は州長（Yang di-Pertua Negeri）と称される。国家元首は任期5年で、スルタンら9名の間での互選で選出される。（連邦憲法第38条）。

イスラームに関わる立法・行政・司法は連邦政府ではなく州政府の管轄下にあることから、イスラームに関わる立法・行政・司法は13の州で個別に行われてきたが、1970年代になると連邦政府の主導の下で標準化を進めようとする動きが顕著になっていった。この動きは、連邦政府の最大の課題となった国民統合とマレー人ムスリムの社会・経済的地位向上とそのための経済成長を実現するための政策と密接に結びついていた。

マレーシアの独立当初から見られたマレー人と華人の間の緊張関係は、1969年総選挙直後の5月13日、クアラ・ルンプールで両民族が衝突する暴動へとつながった。非常事態が宣言され、1971年には民族対立の原因を解決するため、新経済政策 (New Economic Policy: NEP: En) が導入された。NEPは、民族対立の原因がマレー人と華人の間の経済格差にあるとの判断から、教育や社会福祉、企業家育成等を通してマレー人をはじめとする先住民族 (Bumiputra) の社会・経済的地位向上を図った包括的かつ大規模な施策群の総称である。新経済政策の導入以前は、近代国家マレーシアの根本を成すマレー民族主義は、「スルタン制、公用語としてのマレー語、イスラーム」から構成されていたが、これに「NEPによるマレー人の社会・経済的地位向上」が加えられたのである。これらの中でも、「NEPによるマレー人の社会・経済的地位向上」と「イスラーム」が政府によって強調され、膨大な予算と人員が投入されていった。

5月13日事件から間もない1969年7月、スルタンらによる統治者会議の決定に従い、連邦政府レベルでイスラーム行政を支援・調整する目的で国家イスラーム宗教評議会 (Majlis Kebangsaan Bagi Hal-ehwal Agama Islam) が設置された⁴¹⁾。国家イスラーム宗教評議会は、現在では首相、イスラーム担当の首相府

40) 憲法74条に付帯する第9表第2リストに挙げられた第一の項目である州議会が立法権限を有するイスラームに関する事項とは、具体的には結婚・相続等に関するムスリム家族法、ワクフの管理、マレー人の慣習、ザカート等の寄進、モスク、ムスリムがイスラーム上の違反行為を犯した際の処罰 (ただし連邦議会が立法の権限を有している事項を除く。例えば、ムスリムの飲酒に対する鞭打ち刑は州議会の立法で定めることができるが、窃盗に対する刑は連邦議会で定められる)、シャリーア法廷 (ムスリムを対象とし、連邦の法律で定められている違法行為に関しては管掌しない)、ムスリムに対する教理と信条に関する教宣の管理、イスラーム法、教理、マレー人の慣習に関する事項の決定、である。ここには明記されていないが、イスラーム学校 (sekolah agama) への管理・支援も各州イスラーム行政の主要な業務である。

41) Zaini Nasohah [2005 : 31]

大臣，副大臣，法務長官，各州の首席大臣らによって構成されている⁴²⁾。国家イスラーム宗教評議会の役割の一つとして，統治者会議及び各州政府のイスラーム行政・司法機関に対し，イスラームに関わる行政，司法，教育について助言することが定められており⁴³⁾，この目的のために国家イスラーム宗教評議会の下に国家ファトワー委員会 (Jawatankuasa Fatwa Kebangsaan) の設置も定められた。また，国家イスラーム宗教評議会の事務局として首相府宗教局 (Bahagian Ugama) が設置されたが，1997年にはマレーシア・イスラーム発展庁 (Jabatan Kemajuan Islam Malaysia: JAKIM) となり，飛躍的に拡充されていった。JAKIMは連邦主導による各州イスラーム行政・司法制度の標準化に中心的な役割を果たした。

イスラーム行政を発展させる施策群は，1981年に成立したマハティール政権下で急速に進められ，一般に「イスラーム化 (Islamization)」政策と総称される。政府による「イスラーム化」政策は，野党マレーシア・イスラーム党 (Parti Islam SeMalaysia: PAS) が要求していた法システムの変更を伴うシャリーアに則った統治ではなく，公教育におけるイスラーム教育増大，イスラーム金融整備，食品等へのハラール認可制度，イスラームに関する研究機関や教育機関の設立，マス・メディアにおけるイスラームに関するコンテンツの増加等であった。すなわち，シャリーアを憲法の主要な法源にすることや立法に際してシャリーアに基づいた審査を行う機関の設置というような体制の変革は行わず，現行の制度を維持したままそこに「イスラーム的価値 (nilai nilai Islam)」を反映させることに主眼を置いたものであった⁴⁴⁾。

マハティール政権は，「イスラーム化」政策推進によって，各州の管轄下にあるイスラーム行政を連邦主導で標準化することにより連邦政府への中央集権化を進めるとともに，新経済政策を補完してマレー人ムスリムの社会・経済的地位を向上させるための一方策とした。また，そのことによって，マレー人ムスリムの支持が政府与党UMNOから野党PASに流れることを防ぎ，政権の正統性を強化しようとしたのである。

42) *Berita Harian*. 26 May 2010. p. 2.

43) *Seksyen 7, Peraturan Majlis Kebangsaan Bagi Hal Ehwat Agama Islam 1971*.

44) 政府主導の「イスラーム化」政策に関しては，Seyyed Vali Reza Nasr [2001]を参照。

表1 マレーシアにおけるイスラーム行政関連年表

1874	パンコール条約（統治者の権限がイスラームとマレー人慣習に制限された。）
1915	クランタン州でイスラーム宗教評議会設立
1946	統一マレー人国民組織（UMNO）結成
1952	スランゴール州でムスリム法行政法制定
1955	第一回総選挙、汎マラヤ・イスラーム党（PASの旧名称）が政党として登録
1957	「マラヤ連邦」として独立
1969	5月13日の民族間衝突事件 国家イスラーム宗教評議会設立
1971	マレーシア・イスラーム青年運動（ABIM）設立
1981	マハティール政権成立
1982	アンワル・イブラーヒームがUMNOに参加
1990	クランタン州でPAS州政権が成立
1995	スランゴール州でシャリーア刑法制定
1997	連邦直轄区でシャリーア刑法制定

3. ファトワー管理制度発展の諸段階と政府・ウラマー間の対立関係

マレーシアにおけるファトワー管理制度の発展は、三つの時期に分類することができる。

第一期 1915年にイスラーム宗教評議会が設立されてから1950年代の独立運動期まで。

第二期 1950年代から連邦政府主導によるイスラーム化政策が始まる1970年代まで。

（ムスリム法行政法制定）

第三期 1970年代から現在まで。ファトワー管理制度が連邦政府の主導で整備されるようになった。

（国家ファトワー委員会設立、シャリーア刑法制定）

いずれの時期においても、ファトワー管理制度が整備された主な理由は、統治者（および連邦政府）とウラマーの対立にあり、政府（統治者と連邦政府）は、

ウラマーによる反対を制限して、政策を進めていくためにファトワーの統制を試みたと考えられる。現在施行されている法令、例えばスランゴール州のイスラーム法行政法には、「(イスラーム宗教)評議会は、シャリーア (Hukum Syarak) と司法を除くスランゴール州の全てのイスラーム関連事項についてスルタンを補佐し、助言する。本法令に規定されている場合を除き、評議会はイスラーム関連事項に関して、州内でスルタンに次ぐ権威を有する。」⁴⁵⁾と定められているが、政府は、ファトワーを含むイスラーム関連事項をスルトンの権威下に位置づけることによって管理しようとしてきたと言える。

3. 1. 第一期以前

20世紀前半までは、マレー半島のムスリムが中東、特にマッカへ質問を送り、ファトワーを求めることが多かった。マレー半島のムスリム社会に関わるファトワー集で、出版された最古のものは、オスマン朝がマッカに設けた出版社 (Matba'ah al-Turkī al-Majdiyah al-'Uthmaniyah: Ar) から1892年に出された『現代諸問題に関する説明である貴重な宝石 (Muhimmāt al Nafā'is fi Bayān As'ilah al-Hadīth)』である。マレー半島を含む東南アジアのムスリム社会からの質問に答えたファトワー集であり、収録されたファトワーのほとんどは、マッカにおけるシャーフィイー派のムフティーにしてオスマン朝に任命されたシェイフル・ウラマーとしてマッカのウラマーを代表する地位にあったアフマド・ザイニー・ダフラーン (1817-1886) によるものである。アフマド・ザイニー・ダフラーンによる回答はアラビア語であるが、マレー語の翻訳が付されている⁴⁶⁾。

同じくマレー半島のムスリム社会からの質問に答えたファトワー集として最も古い時期に出版されたものにシェイフ・アフマド・ファターニーとして知られるアフマド・ムハンマド・ザイン (1856-1908) のファトワー集、『パターンニーのファトワー集』⁴⁷⁾と『両生類に関するファトワー集』⁴⁸⁾がある。これらはい

45) Seksyen 48, *Enakmen Pentadbiran Agama Islam (Negeri Selangor) 2003*. シャリーアに関しては、ムフティーがスルタンを補佐し、助言すると45条に定められている。

46) Kaptein [1997]

47) Syeikh Ahmad Muhammad Zain al-Fatani [1957]

48) Wan Mohd Saghir Abdullah [1990]は、このファトワー集をアフマド・ザインの孫にあたるワン・ムハンマド・ソヒール・アブドゥッラーが編集、出版したものである。

ずれも1908年以前に出されたファトワーを集めたものであるが、出版されたのはアフマド・ザインの死後である。アフマド・ザインは、現在のタイ南部東海岸側に位置するバターニー（アラビア語では「ファターニー」と転写）の出身であるが、長くマッカで学習、滞在し、東南アジアから渡来した多数の後進の指導にあたるとともに、著作活動、出版活動において大きな事績を残した⁴⁹⁾。『バターニーのファトワー集』には、アフマド・ザインがマレー半島のスルタンの質問に答えて出したファトワー（クランタン州のスルタンが、当時州内で勢力を拡大していたアフマディーヤ教団（Tariqa Ahmadiyah-Idrisiyya）⁵⁰⁾の教義内容についての質問に答えたもの⁵¹⁾）が含まれており、アフマド・ザインの影響力の大きさがうかがい知れる。

第二次世界大戦以前に出されたマレー語の雑誌としては最も多くの部数（約5,000部）を誇った『アル・イマーム（*Al Imam*）』においても読者からの質問とそれに答える記事が多く見られる。『アル・イマーム』は1906年から1908年まで発行されて東南アジア各地で広く読まれた。発行者の内サイド・シェイフ・アル・ハディヤムハンマド・タヒル・ジャラルディンらはエジプト滞在経験があり、『アル・イマーム』の記事の一部はラシード・リダーが出していた『アル・マナール』からの翻訳であり、その他の記事もムハンマド・アブドゥフらの強い影響を受けたものであった⁵²⁾。また、クランタン州イスラーム宗教評議会が発行していた雑誌『ブンガソ（*Pengasuh*）』にも読者からの質問に答えたファトワー欄があり、マレー半島各地で広く読まれた。

マレー半島においてもウラマーがファトワーを出すのはよく見られたことであり、そこに政府の介入はなかった。20世紀初めまでは、マッカ等の中東に居住するウラマーが高い学識と権威を持つと見なされており、東南アジアと中東の間で質問とファトワーの往来が見られた。しかしながら、ファトワー管理制度発展の第一期には、イギリスの保護下にあつて各州でイスラーム宗教評議会が設置さ

49) アフマド・ザインの生涯と事績に関しては、Md. Sidin Ahmad Ishak and Mohammad Rezuani [2000 : 27, 60-61] を参照。

50) マッカに滞在したクランタン出身者たちの多くが、アフマド・イブン・イドリースによって創設されたこのタリカに影響を受けた。

51) Wan Mohd. Shaghir Abdullah [2002 : 1-28] このファトワーが出された経緯については、Roff [2009 : 254] を参照。

52) Mohammad Rezuani Othman [2005 : 1-18]

れていくとともに、ファトワの発出も各州のイスラーム行政の管轄下に置かれるようになっていった。

3. 2. 第一期

クランタン州のイスラーム行政・司法の発展について研究したロフは、1915年にスルタンがイスラーム宗教評議会を設立した主な目的は、ムフティー、カーディー、およびその他の行政・司法に携わっていたウラマーの権限を縮小し、スルタンの下に州政府の権限を強化することであったと指摘している。つまり、イスラーム宗教評議会設立は、それまでファトワを発出するのみならず、モスクのイマーム人事やザカートを管轄していたムフティー、シャリーア裁判所を管轄していたカーディーらから行政・司法の権限を取り上げ、これらの行政・司法の権限をスルタンの下に集権化することを目的としていた⁵³⁾。

1917年には「イスラーム宗教評議会の認可なくファトワを発することを禁ずる」、「イスラーム宗教評議会の認可を得て発されたファトワが教義上の質問に対する最終的な答えである」、「全てのファトワはシャーフイー派の定説に基づかねばならない」ことを定めた公告がイスラーム宗教評議会から出されている⁵⁴⁾。

1918年には公的にファトワを発するための機関としてウラマー協議会(Meshuarat Ulama、現在ではJemaah Ulamaと改称されている)が設置され、他州でもファトワを発するための機関が設置されていった。なお、ウラマー評議会というのはクランタン州に特有の名称であり、現在他の州ではファトワ委員会(Jawatankuasa Fatwa: クダー州、スランゴール州)、シャリーア委員会(Jawatankuasa Syariah: プルリス州、ペナン州、ペラ州、マラッカ州、ヌグリ・スンビラン州)、シャリーア協議委員会(Jawatankuasa Perundingan Hukum Syarak: 連邦直轄区)といった名称が用いられている。各州でファトワを発す

53) 当時、クランタンではモスクのイマームは村落の末端行政において大きな役割を果たしており、礼拝の催行、ザカートの徴収の他、人頭税などその他の税の徴収や土地の登記なども管轄していた。州政府の集権化と官僚化が進む中で、イマームの掌管分野は限定されていった。Roff [2009: 181-207]を参照。

54) *Notis 45/1917 of 18 December 1917, Majlis Agama Islam dan Isti'adat Melayu Kelantan.*

るための機関はムフティーの他複数の学識者らで構成されている。例えば、現在ではスランゴール州のファトワー委員会は、(1)ムフティー（委員会の議長）、(2)副ムフティー、(3)州政府法律顧問、(4)イスラーム宗教評議会が指名したイスラーム宗教評議会の評議員2名、(5)イスラーム宗教評議会が指名したイスラーム宗教局の職員でシャリーアに精通した者1名、(6)イスラーム宗教評議会が指名した適切な人物、2名以上7名以下、(7)イスラーム宗教評議会が任命したムフティー局の職員1名（書記）から構成されると定められている⁵⁵⁾。

各州のイスラーム宗教評議会およびファトワーを発するための機関が設置されてもなお、しばらくはファトワーが完全に政府の管理下に置かれた訳ではなく、マレー半島から中東に対してファトワーを求める慣行も見られた。その好例が、ロフによって詳細に研究されたクランタン州における1937年の犬を飼うことの是非をめぐる論争である。この論争は、クランタンのスルタン家王子が犬を飼っていたことを王女が非難したことから起きたものであり、双方それぞれを支持するウラマーが参加して公開の討論が開かれた。討論の結果、アズハルのファトワー委員会にファトワーを求めることになり、犬を飼うことを許容する内容のファトワーがアズハルよりもたらされた⁵⁶⁾。つまり、この時期はまだファトワーの発出が州政府の機関に独占されていたとは言えず、より権威があると見なされた中東のウラマーにファトワーを求めるというケースも見られたのである。

この論争のもう一つの重要な点は、1917年にイスラーム宗教評議会が発した公告において「全てのファトワーはシャーフィイー派の定説に基づかねばならない」と定められていたにも関わらず、当時のクランタンで起きていたフィクフの新流行が反映されていたことである。当時のクランタンでは、アラビア半島のアフマディーヤ教団の影響でもたらされた法学派にこだわらないサラフィー主義的な方法⁵⁷⁾ やシャー・ワリー・ウッラー学派の影響によるタルフィーク、タハイユルといった複数のマズハブを参照するフィクフの方法論が流行しつつあった⁵⁸⁾。しかしながら、これ以降、特に第二次大戦を経て独立運動期にスルタンの権威が確立され、近代国家としてのマレーシアが成立して以降は、公的なファ

55) *Seksyen 46, Enakmen Pentadbiran Agama Islam (Negeri Selangor) 2003.*

56) Roff [2009 : 234-266]を参照。

57) アフマディーヤ教団のサラフィー主義的傾向については、大塚 [2004 : 51-53]を参照。

58) Roff [2009 : 255]

トワー管理制度はさらに整備されていき、フィクフにおける創意工夫や革新が反映されたファトワーが現れにくくなっていった。

3. 3. 第二期

1946年、スルタンらを推戴してマレー人の権益を守り、独立を達成することを目的として、UMNOが結成された。UMNOはスルタンらを「イスラームの首長」と位置づけ、スルタンらの権威の下でイスラーム関連事項が政府の管轄下に置かれる体制を肯定した。

一方、1948年ペラ州のウラマーを中心に、PASの前身とも言えるムスリム党（Hizbul Muslimin）が結成されたが、イギリス当局に危険視されるとともに、マレー人の中でのヘゲモニーを奪われることを警戒したUMNOとも激しく対立し、三ヶ月後には非合法化された。

1951年、UMNOは、ウラマー層の支持を得ることを目的に、全マラヤ・ウラマー協会（Persatuan Alim Ulama SeMalaya）を組織した。同協会はムスリム党の旧党員が数多く加入したこともあり、UMNOの影響下から離脱した。1955年、第一回総選挙を直前に控え、独自の政党として、汎マラヤ・イスラーム党（Pan-Malayan Islamic Party: PMIP: En）の名称で政党登録を行った。PMIPは後にマレーシア・イスラーム党（PAS）と改称した。以後、PASはシャリーアに基づく法秩序の確立を求めるウラマーの政治的プラットフォームとなり、UMNOと対立した。

PASのウラマーによるUMNO批判の多くは、イスラーム的正統性を問うものであった。特に影響力のあった当時マッカ在住のアブドゥル・カーディル・ムッタリブ・アル・マンディリは、1954年にエジプトで出版された著書『イスラーム—宗教と主権—』において、華人の政党（マラヤ華人協会（MCA））と連立を組むUMNOを以下のように非難した。

質問 「イスラーム国家（Negara Islam）において、ムスリムがムスリムを統治するにあたり、カーフィルと政権を共有することについての法的規定は何か？」

回答 「ムスリムを統治するためにカーフィルと連携することは許容されない。それどころかイスラーム国家の統治者はムスリムのみで構成されること

が義務である。したがってカーフィルをムスリムの職務に任命することはハラームである。」⁵⁹⁾

1950年代から60年代にかけて、他にもPASのウラマーから、UMNOを非難する「ファトワー」が繰り返し出され、UMNOは対抗する必要に迫られた⁶⁰⁾。1955年、PASのUMNO批判に反論する内容のファトワーがトレンガヌ州政府から出された。

質問 [質問, 回答 (1) は省略]

- (2) 非ムスリムと連携すること、例えばUMNOとMCAの連合はイスラームにおいて許容されるのか？
- (3) 議会等の選挙において、ムスリムが非ムスリムに投票することは許容されるか？

回答

- (2) UMNOとMCAの連合のように、非ムスリムと連携することは、その利益がこの国の住民に還元されることに鑑みて、許容される。
- (3) この国の非ムスリムの状態は、彼らが国家の法に従い忠実であり、また彼らの宗教がムスリムと敵対していないことから、ズィンミーのカーフィル [庇護民の不信仰者] である。イスラームはムスリムがこのようなカーフィル・ズィンミーと協力することを禁止せず、またムスリムが州議会等に非ムスリムの候補者を選ぶことも阻止しない。なぜなら、現代において全ての民族は一つの統治の方法、すなわち民主主義の統治の下にあり、民主主義は信条、宗教を尊重することを推奨するためである。非ムスリムが州議会等に選出されるのは、それは彼らがアフルル・ズィンマ [庇護下にある民] としてムスリムと同じ権利を持つためであり、彼らが選出されるのは、ムスリムであれ、非ムスリムであれ、他の候補

59) Abdul Qadir Muttalib al-Indonesi al-Mandili [1954 : 35]

60) Mohamad Abu Bakar [2000]

61) Jabatan Hal Ehwal Agama Islam Terengganu [1971 : 27-28]

者との協力によって彼らの経験や能力がこの国全体の住民に対して利益をもたらすことが考慮されてのことである⁶¹⁾。

このファトワーでは、「利益がこの国の住民に還元されること」、「この国全体の住民に対して利益をもたらすこと」といったような「公共の福利 (maṣlaḥah: Ar)」が法的判断の根拠とされている。20世紀半ば以降のマレーシアにおける公的なファトワーの傾向として、文献上の典拠に依拠せず、「公共の福利」が濫用されて、「公共の福利」のみを根拠として法的判断がなされるケースが非常に多い。

また、マレーシアの非ムスリムはズインミーであるとされているが、いかなる古典的なフィクフの学説においても、ズインミーは異教徒がムスリムの統治者にジズヤ (人頭税) を払うことによって認定されるとされている。憲法第11条第2項の規定 (「いかなる個人も、全額または一部分が本人自身の宗教以外の宗教に支出される目的での納税を強制されることはない。」) に照らしても、マレーシアではジズヤを徴収することは困難であり、実際に政府がジズヤを徴収したことはない。現代マレーシアでジズヤが徴収されたことはない以上、マレーシアの非ムスリムをズインミーと見なすことは難しい。また、キリスト教徒、ユダヤ教徒といった啓典の民以外をズインミーと認定することは、シャーフィイー派の定説では困難である。さらに、非ムスリムはズインミーと認定されることにより、生命と財産を保障され、自身の宗教共同体内部で一定の自治を享受するが、統治においてムスリムと同等の権利を得るとは言えない。このファトワーでは、マレーシアの非ムスリムを「ズインミーのカーフィル」であるとしており、ムスリムと同等の参政権を持つとしている。このように、ファトワーと言いながらもイスラームの論理に基づくことなく、政府の政策を追認するのみになっている、というのも近代国家マレーシアにおいて公的に発出されたファトワーに広く見られる傾向である⁶²⁾。

62) Hooker [1993: 104-105]. 同 [1997: 14-15] フーカーは、ファトワー委員会によるファトワーは州および連邦政府の政策を追認するものばかりであり、ウラマーが自在にイジュティハードを行った結果によるものではないと述べている。また、政府の政策を追認するために公共の福利のため、という論理が限度を越えて濫用されているとも指摘している。同様の指摘は、Othman Ishak [1981: 26-61] も行っている。

政府は、PASとイスラームの論理に基づく論争を繰り返すよりも、国家法によってファトワーを制限することでPASからの批判に対処しようとした。1952年、スランゴール州でイスラーム行政・司法の基本法であるムスリム法行政法 (*Administration of Muslim Law Enactment: En*)⁶³⁾ が制定された。この法令において、スルタンによるムフティーの任命、イスラーム宗教評議会の下でファトワーを発するのためのファトワー委員会の構成、ファトワーを発出するための手順等が定められた。この法令でもファトワーがシャーフィイー派の定説に従うべきことが定められている。定説に従った時に公共の利益に反することが予想される場合は、スルタンがそうしないように指示した場合を除き、シャーフィイー派の少数説に従うことができるとも定められた。また、さらに、シャーフィイー派の定説、少数説が全て公共の利益に反する場合は、スルタンからの特別の認可を得た上で、シャーフィイー派以外のスンナ派三大法学派の説に従うことができると定められた⁶⁴⁾。さらに、ファトワー委員会によるファトワー、イスラーム宗教評議会による教義上の見解、スルタンによる教義上の見解は、州政府の官報により公告された場合、州内に居住する全てのムスリムが従う義務が生じると定められた。そして、この法令に則って出されたファトワー、州政府の認可を得たイスラーム教師による教義、法学派、イスラームという宗教のいずれかを侮辱した者は、6ヵ月以下の懲役もしくは500リング以下の罰金に処せられることが定められた⁶⁵⁾。

このように、1952年のスランゴール州ムスリム法行政法において、ファトワー委員会によるファトワーは、官報で公告されることによってムスリムが従う義務が生じること、公的に出されたファトワーを侮辱⁶⁶⁾した場合には罰せられることが定められたのである。ファトワーとは本来、それに従う義務が伴うもので

63) この法令に代わり、2003年には「イスラーム宗教行政法 (*Enakmen Pentadbiran Agama Islam*)」が制定された。

64) *Section 42, Administration of Muslim Law Enaktment (Negeri Selangor) 1952.*

65) *Section 172, Administration of Muslim Law Enaktment (Negeri Selangor) 1952.* Ahmad Mohamad Ibrahim [1998: 95-97]を参照。

66) *Section 172, Administration of Muslim Law Enaktment(Negeri Selangor) 1952.* には、「口頭、または書面、または視認できる表現で侮辱、侮蔑した場合、または侮辱、侮蔑しようと試みた場合」と定められている。

はなく、ムスリムが従うかどうかは本人の意思次第である。ところが、マレーシアにおいてはファトワーの発出が政府によって独占され、それに従わない場合の罰則を伴った拘束力が定められるという、イスラーム世界の歴史でも異例の事態が見られるようになった⁶⁷⁾。

ファトワー委員会がファトワーを発する手順は以下のように定められている⁶⁸⁾。

- 1) 質問者がファトワーを求めてイスラーム宗教評議会に対して質問を送る。質問者は裁判所を含む政府機関でもありうるし、州に居住する私人のムスリムでもありうる。
- 2) ファトワー委員会は質問を検討してファトワーの草案を用意し、イスラーム宗教評議会に提出する。
- 3) イスラーム宗教評議会はファトワーの草案をスルタンに推薦し、スルタンはファトワーの草案を官報において公告するための認可を与えるかどうか判断する。ファトワーが官報によって公告される場合もあるし、されない場合もある。官報で公告されない場合、拘束力を持つことはない。

この過程において、最終的な権限を有しているのはスルタンである。「イスラームの首長」としてのスルタンらがファトワーの発出に関する最終的な権限を有するというのはイスラーム世界でもごく異例のことである。多くのムスリム諸国では、ファトワーはスルタンのような世俗の統治者からはある程度独立したウラマーから出されるものであり、マレーシアにおいて統治者が単なる世俗の統治者ではなく「イスラームの首長」でもあること、イスラーム行政・司法に関して最終的な権限を持っているというのはごく異例である⁶⁹⁾。スルタンらはウラマー

67) ただし、官報に公告されたファトワーは、政府によってファトワーがそのまま法令化されている、つまり拘束力を持っているのはファトワーそのものではなくファトワーを元に制定された法令であると解釈することも可能である、とハーシム・カマリは指摘している。Mohammad Hashim Kamali [2000 : 276]

68) *Seksyen 48, Enakmen Pentadbiran Agama Islam (Negeri Selangor) 2003.*

69) スルタンが実際にファトワーの発出に介入することもある。近年では、2008年に国家ファトワー委員会が、ムスリムによるヨガの実践をハラームとすることで一致したとの声明 (*Keputusan Muzakarah Kali Ke-83 22 Oct 2008*) を発表した際、スランゴール州スルタンは、この問題について同州では軽率な決定は避ける、と述べるとともに、公共に影響するファトワーに関する声明は、発表の前に統治者会議に了承を得るべきである、とも述べている (*The Star, 24 November 2008.*)。

のようなイスラーム学の素養を身につけておらず、それにも関わらず、スルタン個人の考えやUMNOの政策のために公的ファトワーに介入する。そのことが、ウラマーからの潜在的な反発を招くおそれもあると考えられる。また、UMNOが政府の政策を正当化するために、ファトワーおよびその背景にある「イスラームの首長」としてのスルタンの権威を持ち出してくることも多い。

スランゴール州のムスリム法行政法と同様の法令は、他州でも制定されており、マラッカ州（1959年）、ペナン州（1959年）、スグリ・スンビラン州（1960年）、クダー州（1962年）、プルリス州（1964年）、ペラ州（1965年）と順次制定されていった⁷⁰⁾。なお、プルリス州のムスリム法行政法のみは、ファトワーを発するシャリーア委員会が従わねばならないのはシャーフィイー派であるとは定められなかった⁷¹⁾。各州のムスリム法行政法に代わって、現在ではイスラーム行政法 (*Enakmen Pentadbiran Agama Islam*あるいは*Enakmen Hal Ehwal Agama Islam*) が新たに制定、施行されている。

3. 4. 第三期

20世紀前半、ファトワー管理制度を含むマレーシアのイスラーム行政・司法が発展していった契機は、(ウラマーと対抗しながら)スルタンと政府の権限を強化しようとする動きであった。20世紀後半は、連邦政府による各州のイスラーム関連法制度および行政機構の標準化に伴い、ファトワー管理制度も整備された。1970年代以降、連邦政府は首相府を中心として、「イスラーム化」政策とも呼ばれる政策群を推進した。同時に、PASに対抗するため、マレー人ムスリム有権者からの支持と政権の正統性を確保しようとした。ファトワー管理制度もこの一環として首相府主導による標準化が進められた。

1969年7月に連邦レベルでイスラーム行政を支援・調整することを目的として国家イスラーム宗教評議会が設置された。1970年、その下に国家ファトワー委員会が設置され、各州で発出されるファトワーを調整する役割を果たすことになった。国家ファトワー委員会は、各州のムフティーおよび政府機関職員や大学教

70) Ahmad Mohamad Ibrahim [1998: 97]

71) プルリス州のサラフィエ的傾向については、Abdul Rahman Abdullah [1989]を参照。

授らで構成されており、現在では首相府のイスラーム発展庁（JAKIM）が事務局の役割を果たしている。国家ファトワー委員会が教義に関する質問を受けつけ、回答し、各州のイスラーム宗教評議会に伝達するまでの過程は以下の通りである。

- 1) 国家イスラーム宗教評議会は、スルタンらで構成される統治者会議、または各州の州政府、またはイスラーム宗教評議会、または国家イスラーム宗教評議会のメンバーからの質問を受けつける⁷²⁾。各州においては、ファトワー委員会に寄せられた質問で国家の利益に関わる問題は統治者会議に審議を委ねることが定められている⁷³⁾。
- 2) 質問はまず統治者会議で検討された後、通常は国家ファトワー委員会に回される。
- 3) 国家ファトワー委員会はファトワーの草案を用意し、国家イスラーム宗教評議会に提出する。
- 4) 国家イスラーム宗教評議会はファトワーの草案を検討し、再度統治者会議に上程するか決定する⁷⁴⁾。
- 5) 統治者会議で採択されたファトワー草案は、国家イスラーム宗教評議会から各州のイスラーム宗教評議会に送られ、官報において公告するように求められる。

国家イスラーム宗教評議会から送られてきたファトワー草案を官報において公告するかどうかの決定権は各州政府にあり（最終的な決定権は「イスラームの首長」である統治者にある）、各州がファトワー草案を官報で公告しないこともありうる。また、官報において公告する場合でも、送られてきた草案をそのまま公告する必要はなく、むしろ各州独自のアレンジが加えられることが多い⁷⁵⁾。

1974年から78年まで、PASはUMNOとともに連立政権に参加していたが、

72) *Seksyen 7, Peraturan Majlis Kebangsaan Bagi Hal Ehwal Agama Islam 1971.*

73) *Seksyen 51, Enakmen Pentadbiran Agama Islam (Negeri Selangor) 2003.* によれば、スランゴール州では、イスラーム宗教行政法によって、州のファトワー委員会が、質問が国家の利益に関わると判断した場合はイスラーム宗教評議会に報告し、イスラーム宗教評議会はスルタンに対して問題の審議を統治者会議とその下部にある国家ファトワー委員会に委ねるように勧告すると定められている。

74) Zaini Nasohah [2005: 32]

75) 同[2005:33-39]

PASの連立政権からの離脱後、両党の対立は激化した。特に、70年代にマディーナとアズハルで学んだPASのウラマー、アブドゥル・ハディ・アワン（現PAS総裁）が、1981年に『ハッジ・ハディ教書（*Amanat Haji Hadi*）』として流布された声明を公表してから、PAS党員のUMNOと政府への批判が急進化した⁷⁶⁾。『教書』は、以下のように始まる。

同胞よ、信じなさい、我々がUMNOに反対するのは彼らの名前がUMNOだからではなく、我々が国民戦線に反対するのはその名が国民戦線であるからではない。彼らが植民地支配者の憲法を存続させ、カーフィルの制度を存続させ、ジャーヒリーヤの制度を存続させているからである⁷⁷⁾。

『教書』が流布された結果、PAS党員の間で、UMNOによる政府を「カーフィルの制度」、「ジャーヒリーヤの制度」と規定する見解が広まった。これに反論する以下のようなファトワー案が国家ファトワー委員会によって作成され、各州でファトワーを発出することが要請された。

- 4.6.1. 本件について調査、議論した結果、委員会は、ハッジ・アブドゥル・ハディの教書について以下のように合意した；
- 4.6.1.1. イスラームの教義に反している。
- 4.6.1.2. ムスリム社会の利益と宗教の品位に反している。
- 4.6.1.3. イスラームのダアワの原則に反している⁷⁸⁾。

PAS党員の急進化の末、1985年、クダー州で治安部隊がPAS党員の宗教学校を襲撃して武力衝突となり、18名が死亡したムマリ事件が起きた。事件の直後、PAS側はクダー州ファトワー委員会に働きかけ、死亡したPAS党員らを殉教者

76) 中田 [2002] を参照。

77) Penerangan PAS Kelantan [1983]

78) *Minit Muzakarah Jawatankuasa Fatwa Kali yang ke-16. Kertaskerja bilangan 6/16/86. 18-19 February 1986.* p. 16.

79) Saari Sungib [2005 : 91-92]

として埋葬するべきであるというファトワーを得ようとしたが、失敗した⁷⁹⁾。ファトワー委員会は、PAS側の死者は殉教者ではないため、通常の埋葬を行うべきであるとするファトワーを出したが、そこには特にスルタンの命によってこのファトワーが出されたことが明記されていた⁸⁰⁾。統治者会議においてもムマリ事件の評価が議題となり、PAS側の死者らは殉教者ではなく叛徒であったとする見解が公表された⁸¹⁾。PASはこのファトワーに激しく反発し、死亡したPAS党員たちは殉教者であったと繰り返し主張した⁸²⁾。この事例では、ファトワー管理制度に対するPASのウラマーたちの二律背反的な姿勢が見られた。PASのウラマーは、政府の管理下で政府の方針に沿った公的なファトワーが発出されることに反発する一方で、公的なファトワーに従うようUMNOに要求し、シャリーアに基づく統治という自分たちの要求を政府側に実行させようと試みることもある。PASは、ファトワー管理制度のあり方には反発しつつ、公的なファトワーには利用価値を見出しているというディレンマを抱えていると言える。

PASのウラマーが、政府のイスラーム的正統性を激しく否定するようになったため、政府は、さらにファトワーの発出を制限する必要に迫られた。1997年には連邦直轄区でシャリーア刑法 (*Akta Kesalahan Jenayah Syariah*) が制定され⁸³⁾、その中で「ファトワーに反する言説を公言した者は3000リング以下の罰金、または2年以下の懲役、またはその両方に処される」と定められた⁸⁴⁾。ここで言うファトワーとは、官報によって公告されたファトワーのことを指す。また、同法では「イスラームの首長である国家元首、またはイスラーム宗教評議会、またはムフティーからファトワーのかたちで出された命令、または指示に対し、その効力を否定した者、または拒否した者、または反対した者、または異議を唱えた者」に対しても同様の処罰がなされることも定められた⁸⁵⁾。連邦直轄区に倣って1990年代から2000年代にかけて各州でも同様の法令が制定、あるいは従来から制定されていたシャリーア刑法が改定されていった。1952年にスランゴ

80) Utusan Melayu. 3 February 1986.

81) Utusan Melayu. 29 February 1986.

82) Fadzil Mohd. Noor [2003 : 89-99]

83) 連邦直轄区には州議会が存在しないため、主要な立法は連邦議会によって行われる。シャリーア刑法も連邦議会によって制定された。

84) *Seksyen 12, Akta Kesalahan Jenayah Syariah (Wilayah-Wilayah Persekutuan) 1997.*

85) *Seksyen 9, Akta Kesalahan Jenayah Syariah (Wilayah-Wilayah Persekutuan) 1997.*

ール州で制定されたムスリム法行政法および他州で制定された同様の法令では、官報で公告されたファトワーにムスリムが従う義務とファトワーを「侮辱、あるいは侮蔑した者」に対する罰則が定められていたが、シャリーア刑法では、「ファトワーに反する言説を公言」、「その効力を否定した者、または拒否した者、または反対した者、または異議を唱えた者」も処罰されることが定められたのである。したがって、官報で公告されたファトワーとは異なる法学上の見解を示すことも法令上は禁止されたことになり、ファトワーで禁止された行為を行った場合、処罰されることになった。

なお、連邦直轄区および各州のシャリーア刑法で定められた「ファトワーに反する言説」および「宗教的権威に対する侮辱」のために処罰された事例はほとんど見られない⁸⁶⁾。実際に処罰された例として、1997年にスランゴール州で美人コンテストに出場したムスリマ3名が州のイスラーム宗教局によって逮捕され、起訴された例がある。3名は、州のシャリーア刑法12条⁸⁷⁾に違反したとされた。このケースは官報で公告されたファトワーに反する言動をとった者を逮捕するというそれまで前例が見られなかったものだったこともあり、物議を醸した⁸⁸⁾。ムスリムの美人コンテスト出場を禁じるファトワーは、スランゴール州で1995年に官報で公告されていた。このファトワーは、以下のような一文のみの非常に簡素なものであった。

ムスリム女性があらゆる種類の美人コンテストに参加することはハラームである⁸⁹⁾。

86) Zaini Nasohah [2005 : 40] によれば、1995年にスランゴール州でシャリーア刑法が制定されて以来、2000年7月までに5件の立件があった。

87) *Seksyen 12, Enakmen Jenayah Syariah (Negeri Selangor) 1995*. 「イスラームの首長であるスルタン、またはイスラーム宗教評議会、またはムフティーからの声明のかたちで、またはファトワーのかたちで出された指示、または命令に対し、その効力を否定した者、または拒否した者、または反対した者、または異議を唱えた者は3000リング以下の罰金、または2年以下の懲役、またはその両方に処される。」と定められている。スランゴール州では連邦直轄区にさきがけてシャリーア刑法が制定されていた。

88) *The Sun*. 25 July 1997. 記事では、イスラーム宗教局職員が現行犯で逮捕するべく会場に待ちかまえていたこと、公衆の面前で手錠をして連行したこと、ファトワーを公告した官報が一般にはさほど周知されていなかったことが問題視されている。

89) Mufti Negeri Selangor [2008 : 30-31]

このケースは、成立後間もなかったシャリーア刑法を実際に適用しようとしたものであるが、適用のための準備や想定（イスラーム宗教局職員による捜査権や逮捕権の有無、事前の警告の是非、逮捕後の措置等）が十分ではなく、混乱をきたしてしまっただけと言えよう。

各州のシャリーア刑法制定は、政治的に迫られてのことであった。きっかけは、1993年にPAS主導下のクランタン州議会でシャリーア刑法案 (*Bil Jenayah Syariah (II) Kelantan*)、通称フドゥド法案 (*Bil Hudud*) が可決され、これにUMNOが対抗しようとしたことであった。1990年にクランタン州政権を奪回したPASが、従来からの公約であるシャリーアで量刑の定められた法定刑 (hudud) の施行を実現するためにこの法案を州議会に提出し、UMNOも含めた全会一致で可決した。同法案では、窃盗、婚姻外性交渉、姦通誹謗罪、公道における強奪、飲酒、背教が法定刑の対象とされた。同法案は、シャーフイー派法学の古典であり、シャーフイー派の定説の基ともなっているマールディーの『統治の諸規則』にある法定刑に関する記述を、そのまま忠実に近代法令に書き直したものであった⁹⁰⁾。同法案は、連邦政府と州政府の管掌範囲を定めた憲法74条に照らして、連邦政府の管掌範囲をクランタン州政府が侵害することになるとして連邦政府の反対に遭い、施行されることはなかった。90年代半ば以降、UMNO側にあった各州ではPASに対抗してシャリーア刑法が制定された。その中では、婚外性交渉に対する鞭打ち刑が定められたが、窃盗や公道での強奪は対象とされておらず、処罰の方法も手足の切断や投石は含まれなかった⁹¹⁾。各州のシャリーア刑法は政治的に制定されたものの、これらの取締りを実行するのに必要な準備も職員も十分ではなく、ほとんどの罰則は適用されず、空文化している。シャリーア刑法中のファトワーに関する規定も同様であり、例えばスランゴール州では喫煙をハラームとするファトワーが官報で公告されているが、同州で喫煙のため処罰されたムスリムは存在しない。

90) Mohammad Hashim Kamali [2000 : 129-130], マールディー [2006 : 528-573] を参照。

91) 1990年代以降各州でUMNOによって制定されたシャリーア刑法において、従来から存在していたムスリム法行政法で定められていた罰則と異なっていた点は、婚外性交渉に対する鞭打ち刑の導入、タクフィールの禁止等である。ムスリム法行政法においても金曜礼拝への欠席、ラマダーン中の日中の飲食を含む多岐に渡る行為に対する懲役刑、罰金刑による罰則が定められていたが、シャリーア刑法においてはより重い量刑が課されることが定められた。

ファトワー管理制度が存在するとはいえ、実際に法令に違反したムスリムを全て処罰できる訳ではない。ファトワー管理制度は、モスクや学校をはじめとする様々な場で、日常的にムスリムが教義上の質問をウラマーに尋ね、回答を得ることを禁止するものではなく、ウラマーはその回答をファトワーと称することはできないにしても、現にそのようなかたちの教義に関する回答は現在でも見られる。また、新聞や雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットでウラマーがムスリムからの教義上の質問に回答する場も多数見られる。あるいは、マレーシアのムスリムが国外のウラマーにファトワーを求めるのを妨げられることもない。しかしながら、少なくともマレーシア国内においては、ウラマーは官報で公告されたファトワーに反する回答を出すことはできず、回答の内容はあらかじめ制限されている。その意味で、ファトワー管理制度は単にファトワーという名称の使用を制限しているだけでなく、民間ウラマーのシャリーア解釈に関する言説を大きく制限している。

4. まとめ

20世紀前半までのマレー半島では、政府からの干渉のない、地域を越えたファトワーの発出が見られた。アフマド・ムハンマド・ザインのように、マレー半島とマッカの間で質問と回答の往来も見られた。20世紀初めから各州でファトワー管理制度が整備されていき、近代国家としてのマレーシアが独立する頃には、教義に関する質問と回答はほとんど国内で完結するようになっていた。これは中東への留学等を通してマレーシアにおけるイスラーム諸学の水準が上がったことも関係しているが、同時に政府によるファトワー管理制度整備の結果でもあった。

マレーシアのファトワー管理制度の特徴は以下の点に集約できる。

- 1) 各州統治者の下にある行政機関によってファトワーの発出が独占、統制されている。
- 2) 官報で公告されたファトワーにムスリムが従う義務が法令で定められており、ファトワーを侮辱した者、反対する言説を行った者に対する罰則が法令で定められている。

このようなファトワー管理制度がもたらした影響は、単にファトワーという名

称の制限にとどまらず、本質的な影響として、次の二点を挙げることができる。

- 1) 国家法秩序の一環に公的ファトワーが組込まれた。
- 2) ウラマーによるシャリーア解釈に関する言説を大きく制限した。

国家法とシャリーアを折衷しようとする試みは、マレーシア以外の近代ムスリム諸国でも見られた。しかしながら、その場合でも、国家法の中にシャリーアに由来する規定を組込もうとする試みが主であり、公的なファトワーに法的拘束力を持たせるという制度はマレーシア以外では見られない。これは、20世紀のマレーシアで、全てのイスラーム関連事項をスルタンの権威の下で管理するという方針によってイスラーム行政・司法が整備されてきたため、ファトワーもまたイスラーム行政に組込まれてしまった結果であると考えられる。

ファトワー管理制度によってウラマーのシャリーア解釈に関する言説が大きく制限されたのは、PASに拠ったウラマーが、政府と激しく対立して政府のイスラームの正統性を否定する言説を広めたためであると考えられる。マレーシアでは、ウラマーを基盤とするPASが一貫して重要な政治勢力であり、UMNOの政権基盤を脅かす存在であり続けてきた。そのため、政府はファトワー管理制度を整備することにより、ウラマーの言説を制限することを試みたのである。

【参考文献】

アラビア語、英語、マレー語文献

Abdul Monir Yaacob (ed.) (1998) *Mufti dan Fatwa di Negara-Negara ASEAN*. Kuala Lumpur: Institut Kefahaman Islam Malaysia.

Abdul Qadir Muttalib al-Indonesi al-Mandili (1954) *Islam: Agama dan Kedaulatan*. Egypt: Matba 'at al-Anwar.

Abdul Rahman Abdullah (1989) *Gerakan Islah di Perlis: Sejarah dan Pemikiran*. Kuala Lumpur: Penerbitan Pena.

Ahmad Hidayat Buang (2004) "Analisis Fatwa-Fatwa Syariah di Malaysia" in Ahmad Hidayat Buang (ed.) *Fatwa di Malaysia*. Kuala Lumpur: Jabatan Syariah dan Undang-undang, Akademi Pengajian Islam Universiti Malaya. pp. 163-180.

Ahmad Mohamad Ibrahim (1998) "Acara Mufti Membuat Fatwa" in Abdul Monir Yaacob (ed.) *Mufti dan Fatwa di Negara-Negara ASEAN*. Kuala Lumpur: Institut Kefahaman Islam Malaysia.

Usamah 'Umar al-Ashqar (2008) *Fauḍā al-Iftā'*. 'Ammān: Dār al-Nafā'is.

Fadzil Mohd. Noor (2003) *'Aqidah & Perjuangan*. Shah Alam: Dewan Pustaka Fajar.

- Hasnan Kasan (2008) *Institusi Fatwa di Malaysia*. Bangi: Penerbit UKM.
- Hooker, M. B. (1993) "Fatwa in Malaysia 1960-1985" *Arab Law Quarterly*. Vol. 8, No. 2, pp. 93-105.
- _____ (1997) "Islam and Medical Science: Evidence from Malaysian and Indonesian *Fatāwā*, 1960-1995" *Studia Islamika*. Vol. 4, No. 3, pp. 1-31.
- Institut Terjemahan Negara Malaysia (2008) *Perjanjian & Dokumen Lama Malaysia: Old Treaties & Documents of Malaysia 1791-1965*. Kuala Lumpur: Institut Terjemahan Negara Malaysia.
- Jabatan Hal Ehwal Agama Islam Terengganu (1971) *Fatwa-fatwa Mufti Kerajaan Terengganu: Dari Tahun Hijrah 1372-1389 Bersamaan Tahun 1953-1970*. Kuala Terengganu: Jabatan Hal Ehwal Agama Islam Terengganu.
- Kaptein, N. (1997) *The Muhiimāt al-Nafāis: A Bilingual Meccan Fatwa Collection for Indonesian Muslims from the End of the Nineteenth Century*. Jakarta: INIS.
- Md. Sidin Ahmad Ishak and Mohammad Rezuan Othman (2000) *The Malays in the Middle East: With a Bibliography of Malay Printed Works Published in the Middle East*. Kuala Lumpur: University of Malaya Press.
- Milner, A. C. (1983) "Islam and the Muslim State" in M. B. Hooker (ed.) *Islam in South-East Asia*. Leiden: E. J. Brill.
- Mohamad Abu Bakar (2000) "Konservatisme dan Konflik: Isu 'Kafir Mengkafir' dalam Politik Kepartian 1955-2000" *Pemikir*. Vol. 21, pp. 121-159.
- Mohammad Hashim Kamali (2000) *Islamic Law in Malaysia: Issues and Developments*. Kuala Lumpur: Ilmiah Publishers.
- Mufti Negeri Selangor (2008) *Fatwa: Warta Kerajaan Negeri Selangor Darul Ehsan (1991-1997)*. Shah Alam: Pejabat Mufti Negeri Selangor.
- Muhammad Khalid Masud et al. (eds.) (1996) *Islamic Legal Interpretation: Muftis and their Fatwas*. Cambridge Mass: Harvard University Press.
- Othman Ishak (1981) *Fatwa dalam Perundangan Islam*. Kuala Lumpur: Penerbit Fajar Bakti.
- Penerangan PAS Kelantan (1983) *Sebaran Pilihanraya Kecil Selising Kelantan*. September 1983.
- Roff, W. (1996) "An Argument about How to Argue" in Muhammad Khalid Masud et al. (eds.) *Islamic Legal Interpretation: Muftis and Their Fatwas*. Cambridge Mass: Harvard University Press. pp. 223-229.
- _____ (2009) *Studies on Islam and Society in Southeast Asia*. Singapore: NUS Press.
- Saari Sungib (2005) *Tokoh Gerakan Islam Malaysia*. Selangor: PAS Gombak.
- Seyyed Vali Reza Nasr (2001) *The Islamic Leviathan: Islam and the Making of State Power*. New York: Oxford University Press.
- Skovgaard-Petersen, J. (1997) *Defining Islam for the Egyptian State: Muftis and Fatwas of the Dar al Ifta'*. Leiden: Brill.

- Syed Muhammad Naguib Al-Attas (1984) *The Correct Date of the Trengganu Inscription: Friday, 4th Rejab, 702 A. H. / Friday 22nd February, 1303*. Kuala Lumpur: Muzium Negara.
- Wan Mohd Saghir Abdullah (1990) *Fatwa tentang Binatang Hidup Dua Alam Syeikh Ahmad al-Fatani*. Kuala Lumpur: Penerbitan Hizbi.
- _____ (2002) *Al-Fatawal Fathaniyah Syeikh Ahmad Al-Fathani Jilid 3: Membicarakan Shufi, Hadits, Fiqh Perbandingan antara Dunia Nyata & Ghaiib*. Kuala Lumpur: Khazanah Fathaniyah.
- Wizārah al-Awqāf wa al-Shu'ūn al-Islāmiyah al-Kuwait (ed.) (1983) *al-Mawsū'ah al-Fiqhiyah*. Kuwait: Ṭabā'ah Dhāt al-Salāsīl.
- Zaini Nasohah (2005) "Undang-undang Penguatkuasaan Fatwa di Malaysia" *Islamiyyat*. Vol. 27, No. 1, pp. 25-44.

日本語文献

- 大塚和夫 (2004) 『イスラーム主義とは何か』, 岩波新書
- 小杉泰 (2002) 「ファトワー」「ムフティー」, 大塚和夫他編 『岩波 イスラーム辞典』, 岩波書店
- _____ (2006) 『現代イスラーム世界論』, 名古屋大学出版会
- 白井正博 (1995) 「近代国家の法とイスラーム」, 湯川武編 『講座イスラーム世界5—イスラーム国家の理念と現実—』, 栄光教育文化研究所, pp. 291-313.
- 多和田裕司 (2001) 「マレーシアにおけるイスラーム行政制度の現状」, 『民博通信』, 94号, pp. 90-99.
- _____ (2005) 『マレー・イスラームの人類学』, ナカニシヤ出版
- 中田考 (2002) 「マレー世界とイスラーム地域研究—PAS (汎マレーシア・イスラーム党) ハーディー・アワン『教書』の『背教宣告』問題によせて—」, 『イスラーム世界』, 58号, pp. 63-75.
- _____ (2003) 『イスラーム法の存立構造』, ナカニシヤ出版
- 藤本勝次 (1966a) 「現マラヤのムスリム社会におけるファトワーについて」, 『イスラーム世界』, 5号, pp. 1-11.
- _____ (1966b) 「マラヤのザカートに関する二・三のファトワーについて」, 『書泉』, 32号, pp. 34-47.
- 堀井聡江 (2004) 『イスラーム法通史』, 山川出版社
- _____ (2010) 「生活の指針シャリーア」, 佐藤次高編 『イスラームの歴史1—イスラームの創始と展開—』, 山川出版社
- マーワルディー (2006) 『統治の諸規則』 湯川武訳, 慶應義塾大学出版会
- 嶺崎寛子 (2003) 「多元的法秩序としてのシャリーアとファトワー—現代エジプトを事例として—」, 『日本中東学会年報』, 18-1号, pp. 1-31.
- _____ (2009) 「生活の中のイスラーム言説とジェンダー—エジプト「イスラーム電話」にみるファトワーの社会的機能—」, 『アジア・アフリカ言語文化研究』, 78号,

pp. 5-41.

新聞

Berita Harian

The Star

The Sun

Utusan Melayu